

2) 学生割引について

①定期券

電車・バス等の通学定期券は「学生証」及び「通学定期券乗車購入証明書」(又は通学証明書)の提示により割引購入できます。必要な学生は医療系研究科事務室で申請してください。

- ・「通学定期券乗車購入証明書」(または通学証明書)は最短区間を記入しなければなりません。
- ・現住所の変更があった場合には直ちに「住所変更届」の提出とともに「通学定期券乗車購入証明書」の住所欄(変更)に記入し、事務室の訂正印を受けてください。
- ・「通学証明書」の有効期間は、バスは7日間、JR・私鉄は1ヶ月(各発行日を含む)です。

②学割証(学校学生生徒旅客運賃割引証)

学割制度は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としてJR各社の営業キロで100kmを超える区間を乗車する際に運賃が割引になる制度です。

交付を希望するときは、**証明書自動発行機**により手続きしてください。(手続きには学生証が必要となります。)

利用上の注意

- ・JR各社の片道乗車距離が100kmを超える場合、割引普通乗車券を購入できます。
- ・使用の際には「学生証」を必ず携帯しなければなりません。
- ・有効期限の超過したものや、他人名義の使用など、不正行為のないように正しく使用してください。このような行為が発見されると、追徴金として普通料金の3倍が徴収され、場合によっては大学全体に学割発行停止処分が行われるので絶対このようなことが起こらないように注意してください。
- ・1回の申し込みにつき2枚まで発行可能
- ・有効期限は交付日から3ヶ月、卒業年度は3月31日までとなります。
- ・発行枚数は原則として1人10枚までとしています。ただし、それ以上必要な場合は医療系研究科事務室窓口にて発行することができます。